

○高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則

昭和56年9月29日規則第26号

改正

平成3年3月22日規則第26号

平成7年3月27日規則第21号

平成17年3月31日規則第21号

平成17年7月28日規則第59号

平成19年3月30日規則第39号

平成24年3月27日規則第26号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成28年4月1日規則第20号

高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例（昭和56年高松市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設を附置する必要がない建築物)

第2条 条例第3条第3項の規定による駐車施設を附置する必要がない建築物は、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要がないと認めるもの

(駐車施設の区画)

第3条 駐車施設は、駐車のに供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車のに供する部分を1台ごとに区分しなければならない。

(承認申請)

第4条 条例第8条第2項の規定に基づき駐車施設の設置の承認を受けようとする者は、駐車施設承認申請書（様式第1号）及び駐車施設調書（様式第2号）各2通に別表に掲げる図書2部を添付して市長に提出しなければならない

い。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

(承認の通知)

第5条 市長は、前条の規定により提出された申請書について承認又は不承認を決定したときは、駐車施設承認・不承認通知書(様式第3号)に所要事項を記載して申請者に通知するものとする。

(届出)

第6条 条例第9条の規定に基づき駐車施設の附置に関して市長に届け出ようとする者は、駐車施設届出書(様式第4号)及び駐車施設調書各2通に別表に掲げる図書2部を添付して市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、また同様とする。

(工事完了届)

第7条 第5条の規定により承認された者及び前条の規定により届け出た者は、工事完了後速やかに駐車施設工事完了届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(立入検査の際の身分証明書)

第8条 条例第12条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第6号)のとおりとする。

(措置命令)

第9条 条例第13条の規定による駐車施設の附置、設置、原状回復その他当該違反を是正するための措置命令は、措置命令書(様式第7号)による。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月22日規則第26号)

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成7年3月27日規則第21号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第21号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月28日規則第59号）

- 1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、（中略）第57条から第72条までの規定による改正前の（中略）高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則（中略）に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成19年3月30日規則第39号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第26号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第20号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条、第6条関係）

用途	図書の種類	明示すべき事項
第4条 による 承認用	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに駐車施設を設けなければならない建築物との距離
	配置図 (縮尺200分の1以上)	縮尺、方位、敷地境界線、位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員
	各階平面図 (縮尺100分の1以上)	縮尺、方位、間取、規模、各部の用途並びに駐車施設内外の車路及びその幅員
	駐車施設の使用権を証する書面	
第6条 による	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置

届出用	配置図 (縮尺 200 分の 1 以上)	縮尺、方位、敷地境界線、位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員
	各階平面図 (縮尺 100 分の 1 以上)	縮尺、方位、間取り、規模、各部の用途並びに駐車施設内外の車路及びその幅員
	各立面図 (縮尺 200 分の 1 以上)	縮尺、方位

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条, 第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 8 条関係)

様式第 7 号 (第 9 条関係)

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住所

氏名 ㊟

電話番号

駐 車 施 設 承 認 申 請 書

高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則第4条の規定により、次の

とおり駐車施設 設置  
変更 承認を申請します。

建 築 物	建築物名称					
	敷地所在地					
	用途					
	規模	階数	地上	階・地下	階	延べ面積 <span style="float: right;">㎡</span>
	工事種別等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他（                      ）				
	附置義務台数	台				
駐 車 施 設		敷地内	敷地外(条例第8条第1項の敷地)			
	設置場所	/				
	権利の区別				<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他（                      ）	
	使用承諾者 住所・氏名					
	設置台数	台	台			
設置台数合計	台					
敷地内に駐車施設を設置できない理由						
※承認申請受付 <span style="float: right;">年 月 日・第 号</span>						

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。
- 2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。
- 3 該当□に✓してください。

様式第2号（第4条、第6条関係）

駐 車 施 設 調 査 書

建 築 物 規 模	建築主住所・氏名		電話番号				
	代理者住所・氏名		電話番号				
	用 途 別 規 模	上 記 内 訳		届出部分	既存部分	合計	
				特定部分の延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		百貨店その他の店舗の用途	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		事務所の用途	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		倉庫の用途	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		その他の特定用途	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		非特定部分の延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
		小計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
駐車施設の用途に供する部分の床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
駐 車 施 設		附置義務 台数	設置台数				合計
			敷地内		敷地外		
			自走式	特殊装置	自走式	特殊装置	
	小型車用 2.3m以上×5m以上	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台
	普通車用 2.5m以上×6m以上	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台
	車いす利用者用 3.5m以上×6m以上	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台
荷さばき用 3m以上×7.7m以上 高さ3m以上	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	
合計	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	( ) 台	
附置義務台数の計算							

備考 1 敷地外とは、条例第8条第1項に規定する場所をいう。

2 駐車施設の台数の欄の( )内には、変更前の台数を記入してください。

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

駐 車 施 設 承 認 通 知 書  
不 承 認

年 月 日付けで申請のあった駐車施設については、次のとおり承認  
と決定したので、高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則第5条の規  
定により通知します。

建 築 物	建築物名称				
	敷地所在地				
	用途				
	規模	階数	地上 階・地下 階	延べ面積	m <sup>2</sup>
	工事種別等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	附置義務台数	台			
駐 車 施 設		敷地内	敷地外(条例第8条第1項の敷地)		
	設置場所				
	権利の区別		<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	使用承諾者 住所・氏名				
	設置台数	台	台		
	設置台数合計	台			
不承認の場合 の理由					

(注) この処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住所

氏名 ㊟

電話番号

駐 車 施 設 届 出 書

次のとおり駐車施設を設置変更しますので、高松市建築物における駐車施設の附置に関する

条例施行規則第6条の規定により届けます。

建 築 物	建築物名称						
	敷地所在地						
	用途						
	規模	階数	地上 階・地下 階	延べ面積	m <sup>2</sup>		
	工事種別等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	附置義務台数	台					
駐 車 施 設		敷地内	敷地外(条例第8条第1項の敷地)				
	設置場所	/					
	権利の区別				<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	使用承諾者 住所・氏名						
	設置台数	台	台				
	設置台数合計	台					
※規則第5条通知	無・有（ 年 月 日・第 号）						
※届出受付	年 月 日・第 号						

備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

3 該当口に✓してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住所

氏名 ⑩

電話番号

駐 車 施 設 工 事 完 了 届

次のとおり工事が完了したので、高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例施行規則第7条の規定により届けます。

建 築 物	建築確認番号	年 月 日 ・ 第 号			
	建築物名称				
	敷地所在地				
	用 途				
	規 模	階数	地上 階・地下 階	延べ面積	m <sup>2</sup>
	工事種別等	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
	附置義務台数	台			
駐 車 施 設		敷地内	敷地外(条例第8条第1項の敷地)		
	設置場所	/			
	権利の区別		<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	使用承諾者 住所・氏名				
	設置台数	台	台		
設置台数合計	台				
工事完了年月日	年 月 日				
※規則第5条通知	無・有（ 年 月 日・第 号）				
※届出受付	年 月 日・第 号				

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。  
 3 該当□に✓してください。

様式第6号（第8条関係）

（表）

身 分 証 明 書	
所 属	_____ No.
職氏名	( 年 月 日生)
	写 真
上記の者は、高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例第12条の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。	
年 月 日	
高 松 市 長	

9センチメートル

6センチメートル

（裏）

<p>1 この証明書は、建築物又は駐車施設の立入検査をする場合は常時携帯し、関係人の請求があった場合にはこれを提示しなければならない。</p> <p>2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>3 この証明書を損傷し、又は亡失したときは、理由を付して届け出なければならない。</p> <p>4 この証明書は、資格を失ったときは、直ちに返還しなければならない。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

措 置 命 令 書

建 築 物 の 所 在 地

建築物の用途及び規模

上記の建築物は、高松市建築物における駐車施設の附置に関する条例第 条の規定に違反しているため、同条例第13条の規定により次のとおり命令します。

記

措置
理由

(注) この処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。